

議案第56号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第27条関係）

種類			離隔距離（センチメートル）					備考	
			入力	上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が300度未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50		
ふろがま	気体燃料 不燃以外	半密閉式 浴室内設置	外がまでバーナー 取り出し口のないもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては42キロワット以	—	15 注	15	15	注 浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン

		下)					浴槽等) の場合 は2センチメートルと する。
	内がま	21キロワット 以下 (ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては42 キロワット以 下)	—	—	60	—	
浴室外 設置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21キロワット 以下 (ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては当 該バーナーが 70キロワット 以下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 キロワット以 下)	—	15	15	15	
	外がまでバーナー 取り出し口のある もの	21キロワット 以下 (ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては当 該バーナーが 70キロワット 以下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 キロワット以 下)	—	15	60	15	
	内がま	21キロワット	—	15	60	—	

							以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）					
							密閉式	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	2 注	2	2
							屋外用	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21	60	15	15	15

				キロワット以下)				
不燃	半密 閉式	浴室 内 設置	外がまでバーナ ー取り出し口の ないもの	21キロワット 以下（ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては42 キロワット以 下)	—	4.5 注	—	4.5
			内がま	21キロワット 以下（ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては42 キロワット以 下)	—	—	—	—
		浴室外 設置	外がまでバーナ ー取り出し口の ないもの	21キロワット 以下（ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては当 該バーナーが 70キロワット 以下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 キロワット以 下)	—	4.5	—	4.5
			外がまでバーナ ー取り出し口の あるもの	21キロワット 以下（ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては当	—	4.5	—	4.5

		該バーナーが 70キロワット 以下であって、 かつ、ふろ用 バーナーが21 キロワット以 下)				
	内がま	21キロワット 以下（ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては当 該バーナーが 70キロワット 以下であって、 かつ、ふろ用 バーナーが21 キロワット以 下)	—	—	—	—
	密閉式	21キロワット 以下（ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては当 該バーナーが 70キロワット 以下であって、 かつ、ふろ用 バーナーが21 キロワット以 下)	—	2 注	—	2
	屋外用	21キロワット 以下（ふろ用	30	4.5	—	4.5

						以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが 70キロワット以下であつて、 かつ、ふろ用バーナーが21 キロワット以下)						
	液体 燃料	不燃以外				39キロワット 以下	60	15	15	15		
		不燃				39キロワット 以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15		
温 風 暖 房 機	気体 燃料	不燃 以外 ・不 燃	半密 閉式 ・密 閉式	バー ナー が隠 ぺい	強制対流型	19キロワット 以下	4.5	4.5	60	4.5	注1 風道を使用 するものにあ つては15セン チメートルと する。 注2 ダクト接続 型以外の場合 にあつては100 センチメート ルとする。	
	液体 燃料	不燃 以外	半密閉式	強制 対流 型	温風を前方向 に吹き出すも の	26キロワット 以下	100	15	150	15		
						26キロワット を超え70キロ ワット以下	100	15	100	注1		
						温風を全周方 向に吹き出す もの	26キロワット 以下	100	150	150		150
						強制排気型	26キロワット 以下	60	10	100		10
			密閉式		強制給排気型	26キロワット 以下	60	10	100	10		
		不燃	半密閉 式	強制 対流	温風を前方向 に吹き出すも の	70キロワット 以下	80	5	—	5		

				型の						
				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5	
			密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5	
			上記に分類されないもの		—	100	60	60	60	注2
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こん	14キロワット	100	15	15	15	注
				ろ・グリル	以下					
				付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15	15	15	注
		不燃	開放式	組込型こん	14キロワット	80	0	—	0	
				ろ・グリル	以下					
				付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こん						

注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

				る						
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50	
ボ イ ラ ー	気体 燃料	不燃 以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式			12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15
						12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式			42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15	
	フードを付ける場合	42キロワット以下		15	15	15	15			
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
		半密閉式			42キロワット以下	—	4.5	—	4.5	
密閉式			42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5			



		屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外			12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15			
				12キロワット以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃			12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5			
				12キロワット以下	20	1.5	—	1.5			
上記に分類されないもの				23キロワットを超える	120	45	150	45			
				23キロワット以下	120	30	100	30			
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	注 熱対流方向が一方向に集中する場合には60センチメートルとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5	
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5	注	
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100		

					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式	自然対流型		機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	—	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの					—	150	100	150	100
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
			開放式		衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	—	4.5
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの		—	100	50	100	50	
		内部容積が1立方メートル未満のもの		—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式		12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12キロワット	—	0	—	0

					以下				
				壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式		12キロワット以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外			12キロワット以下	40	4.5	15	4.5
		不燃			12キロワット以下	20	1.5	—	1.5
給湯	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロ	—	15	15	15

湯  
沸  
設  
備

			ワット以下				
		瞬間型	12キロワット を超え70キロ ワット以下	—	15	15	15
密閉式		常圧貯蔵型	12キロワット を超え42キロ ワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	瞬間型	調理台型	12キロワット を超え70キロ ワット以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置 型	12キロワット を超え70キロ ワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
屋外用	常圧貯蔵 型	フードを付けな い場合	12キロワット を超え42キロ ワット以下	60	15	15	15
		フードを付ける 場合	12キロワット を超え42キロ ワット以下	15	15	15	15
	瞬間型	フードを付けな い場合	12キロワット を超え70キロ ワット以下	60	15	15	15
		フードを付ける 場合	12キロワット を超え70キロ ワット以下	15	15	15	15
不燃	半密 閉式	常圧貯蔵型	12キロワット を超え42キロ ワット以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型	12キロワット を超え70キロ ワット以下	—	4.5	—	4.5
密閉		常圧貯蔵型	12キロワット	4.5	4.5	—	4.5

			式		を超え42キロワット以下						
			瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用	常圧貯蔵型		フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
		瞬間型		フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15		
		不燃			12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	注1 熱対流方向が一方向に集中する場合には60センチメートルとする。
				バーナー	全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100	
				バーナー	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	

ブ	不燃	開放式	バー	強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	注2 方向性を有するものにあつては100センチメートルとする。	
			バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5		
				全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80		
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	注1		4.5
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液体燃料以外	不燃	開放式		放射型	7キロワット以下	100	50	100		20
					自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	150	100	100		100
						7キロワット以下	100	50	50		50
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100		15
					温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	100	150	150		150
不燃		開放式		放射型	7キロワット以下	80	30	—	5		
				自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	120	100	—	100		
					7キロワット以下	80	30	—	30		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	80	5	—	5		

				型	温風を全周方向 に吹き出すもの	7キロワットを 超え12キロワ ット以下	80	150	—	150		
						7キロワット以 下	80	100	—	100		
				固体燃料		—	100	50 注2	50 注2	50 注2		
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 燃 以 外 式	開 放 出	バーナーが露 出	卓上型こん ろ (1口) 以下	5.8キロワット 以下	100	15	15	15	注 機器本体上 方の側方又は 後方の離隔距 離を示す。	
					卓上型こん ろ (2口以 上) ・グリ ル付こんろ ・グリドル 付こんろ	14キロワット 以下	100	15 注	15	15 注		
				バー ナー が 隠 ぺい	加熱部が 開放	卓上型グリ ル	7キロワット以 下	100	15	15		15
					加熱部が 隠ぺい	卓上型オー ブン・グリ ル (フード を付けない 場合)	7キロワット以 下	50	4.5	4.5		4.5
						卓上型オー ブン・グリ ル (フード を付ける場 合)	7キロワット以 下	15	4.5	4.5		4.5
						炊飯器 (炊 飯容量4リ ットル以下 )	4.7キロワット 以下	30	10	10		10
						圧力調理器 (内容積10	—	30	10	10		10

					リットル以下)					
不燃	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ (1口) 以下	5.8キロワット	80	0	—	0	
				卓上型こんろ (2口以上) ・グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	
		バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	80	0	—	0	
			加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル (フードを付けない場合)	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
				卓上型オーブン・グリル (フードを付ける場合)	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5	
				圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式	液体燃	不燃以外			6キロワット以下	100	15	15	15	
		不燃			6キロワット以下	80	0	—	0	



こ ん ろ	料			下						
	固体燃料			—	100	30	30	30		
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外		2キロワット以 下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 温風の吹き 出し方向にあ っては60セン チメートルと する。	
		不燃		2キロワット以 下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電 気 調 理 用 機 器	電 気	不燃 以外	電気こんろ、 電気レンジ、 電磁誘導加 熱式調理器 (こんろ形 態のものに 限る。)	こんろ部分の全部 又は一部が電磁誘 導加熱式調理器で ないもの	4.8キロワット 以下 (1口当た り2キロワット を超え3キロワ ット以下)	100	2	2	2	注1 機器本体上 方の側方又は 後方の離隔距 離 (こんろ部 分が電磁誘導 加熱式調理器 でない場合に おける発熱体 の外周からの 距離) を示す。 注2 機器本体上 方の側方又は 後方の離隔距 離 (こんろ部 分が電磁誘導 加熱式調理器 の場合におけ る発熱体の外 周からの距離 ) を示す。
					—	—	20 注1	—	20 注1	
					—	—	10 注2	—	10 注2	
					4.8キロワット 以下 (1口当た り1キロワット を超え2キロワ ット以下)	100	2	2	2	
					—	—	15 注1	—	15 注1	
					—	—	10 注2	—	10 注2	
					4.8キロワット 以下 (1口当た り1キロワット 以下)	100	2	2	2	
					—	—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
こんろ部分の全部 が電磁誘導加熱式 調理器のもの	5.8キロワット 以下 (1口当た り3.3キロワッ ト以下)	100	2	2	2					
—	—	10 注2	—	10 注2						
不燃	電気こんろ、 電気レンジ、	こんろ部分の全部 又は一部が電磁誘	4.8キロワット 以下 (1口当た	80	0	—	0			

		電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	導加熱式調理器でないもの	り3キロワット以下)	—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下（1口当たり3.3キロワット以下)	80	0	—	0	
					—	0 注2	—	0 注2	
電 気 天 火	電 気	不燃以外		2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口面にあっては10センチメートルとする。
		不燃		2キロワット以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電 子 レ ン ジ	電 気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口面にあっては10センチメートルとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電 気 ス ト ー ブ	電 気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁	2キロワット以	80	80	—	80	

			取付式及び天井 取付式のものを 除く。)	下					
			自然対流型（壁 取付式及び天井 取付式のものを 除く。)	2キロワット以 下	80	0	—	0	
電 気 乾 燥 器	電 気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以 下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1キロワット以 下	0	0	—	0	
電 気 乾 燥 機	電 気	不燃以外	衣類乾燥機、食 器乾燥機、食器 洗い乾燥機	3キロワット以 下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 前面に排気 口を有する機 器にあっては0 センチメート ルとする。 注2 排気口面に あっては4.5セ ンチメートル とする。
		不燃	衣類乾燥機、食 器乾燥機、食器 洗い乾燥機	3キロワット以 下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電 気 温 水 器	電 気	不燃以外	温度過昇防止装 置を有するもの	10キロワット 以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装 置を有するもの	10キロワット 以下	0	0	—	0	

#### 備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可

燃性の物品までの距離をいう。

- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。